

委 託 契 約 書 (案)

- 1 委託業務の名称 令和7年度戦略産業人材確保支援事業（働き方改革の推進支援）委託業務  
（地域活性化雇用創造プロジェクト事業）
- 2 委託期間 令和7年（2025年） 月 日から  
令和8年（2026年） 2月27日まで
- 3 業務委託料 金 円（うち消費税及び地方消費税の額 金 円）  
ただし、第11条の規定による精算の結果、受託者の実支出額が業務委託料の  
額に満たないときは、当該実支出額とする。

（注）（ ）書きの部分は、受託者が課税事業者である場合に使用する。

上記委託業務について、委託者と受託者とは、各々の対等な立場における合意に基づいて、次のとおり公正に契約し、信義に従って誠実にこれを履行するものとする。

（この契約を証するため、本書を2通作成し、当事者記名押印の上、各自その1通を保有するものとする。）

（注）括弧書きの部分は、契約の締結を契約内容を記録した電磁的記録で行う場合には以下の内容に置き換えて使用する。

「この契約を証するため、契約内容を記録した電磁的記録に当事者が合意の後、電子署名を行うものとする。」

（年 月 日）

（注）括弧書きの部分は、契約の締結を契約内容を記録した電磁的記録で行う場合には削除する。

委託者 北海道  
北海道知事 鈴木 直道 印

住 所  
受託者 氏 名 印

(総則)

- 第1条 委託者及び受託者は、この契約書に基づき、別紙委託業務処理要領（以下「要領」という。）に従い、誠実に、この契約を履行しなければならない。
- 2 受託者は、頭書の委託期間において委託業務を処理し、委託者は、その対価である業務委託料を受託者に支払うものとする。
- 3 この契約書に定める催告、請求、通知、報告、申出、承諾及び解除は、書面により行わなければならない。
- 4 この契約の履行に関して委託者と受託者との間で用いる言語は、日本語とする。
- 5 この契約書に定める金銭の支払に用いる通貨は、日本円とする。
- 6 この契約の履行に関して委託者と受託者との間で用いる計量単位は、契約書及び要領に特別の定めがある場合を除き、計量法（平成4年法律第51号）に定めるものとする。
- 7 受託者は業務委託料をこの委託業務に係る用途以外に使用してはならない。
- 8 この契約書及び要領における期間の定めについては、民法（明治29年法律第89号）及び商法（明治32年法律第48号）の定めるところによるものとする。
- 9 この契約は、日本国の法令に準拠するものとする。
- 10 この契約に係る訴訟については、日本国の裁判所を合意による専属的管轄裁判所とし、委託者の事務所の所在地を管轄する裁判所を第1審の裁判所とする。

(権利義務の譲渡等)

- 第2条 受託者は、この契約により生ずる権利又は義務を第三者に譲渡し、又は承継させてはならない。ただし、あらかじめ委託者の承諾を得た場合は、この限りでない。

(再委託の禁止)

- 第3条 受託者は、委託業務の全部又は一部の処理を第三者に委任し、又は請け負わせてはならない。
- 2 受託者は、前項の規定にかかわらず、この契約の適正な履行を確保するために必要な範囲において、委託業務の一部の処理を、受託者の責任において、第三者に委託することができる。この場合においては、受託者は、委託者が指示する書面を提出の上、あらかじめ委託者の承諾を得なければならない。
- 3 受託者は、委託業務の一部の処理を再委託するときは、再委託した業務に係る再委託先の行為について、委託者に対して全ての責任を負うものとする。
- 4 受託者は、委託業務の一部の処理を再委託するときは、この契約を遵守するために必要な事項について、この契約書を準用して再委託先と約定しなければならない。

(業務処理計画書の提出)

- 第4条 受託者は、この契約締結後速やかに、要領に基づき、業務処理計画書を提出するものとする。

(業務担当員)

- 第5条 委託者は、受託者の委託業務の処理について必要な連絡指導に当たる業務担当員を定め、受託者に通知するものとする。業務担当員を変更した場合も、同様とする。

(業務処理責任者)

- 第6条 受託者は、委託業務の処理について業務処理責任者を定め、委託者に通知するものとする。

業務処理責任者を変更した場合も、同様とする。

(業務処理責任者の変更請求等)

第7条 委託者は、業務処理責任者が、委託業務の処理上著しく不相当と認められるときは、その理由を付した書面により、受託者に対し、その変更を請求することができる。

2 受託者は、前項の請求があったときは、その日から10日以内に必要な措置を講じ、その結果を委託者に通知しなければならない。

(業務内容の変更等)

第8条 委託者は、必要がある場合は、委託業務の内容の一部を変更し、又はその全部若しくは一部を中止することができる。この場合において、委託者は、受託者に対し書面により通知するものとし、業務委託料の額又は委託期間を変更する必要があるときは、委託者と受託者とが協議して書面によりこれを定めるものとする。

2 前項の場合において、受託者が損害を受けたときは、委託者は、その損害を賠償しなければならない。この場合における委託者の賠償額は、委託者と受託者とが協議して定めるものとする。

(著作権等の取扱い)

第9条 受託者は、委託業務の処理に伴い著作権その他の権利が生じたときは、委託者に移転しなければならない。

2 受託者は、委託業務の処理に伴い生じた物件があるときは、当該委託業務の完了後、直ちに、委託者に移転しなければならない。

(調査等)

第10条 委託者は、委託業務の処理状況について、随時に、調査し、報告を求め、又は当該業務の処理につき適正な履行を求めることができる。

2 受託者は、前項の規定による求めに対し、速やかにこれに応じなければならない。

(報告義務)

第10条の2 受託者は、次の各号のいずれかに該当するときは、直ちに、委託者に報告し、その措置につき委託者と協議しなければならない。

- (1) 要領で定める方法以外の方法により委託業務を処理する必要があると認められるとき。
- (2) 委託業務に付随して処理する必要があると認められる業務が生じたとき。
- (3) 委託業務の処理に関し事故が生じたとき。

(実績報告等)

第11条 受託者は、委託業務を完了したときは、速やかに、当該委託業務の処理成果を記載した実績報告書及び収支精算書を委託者に提出しなければならない。

2 委託者は、前項の規定により提出された実績報告書及び収支精算書を審査の上、業務委託料の額を確定して受託者に通知するものとする。

(業務委託料の請求及び支払)

第12条 受託者は、前条第2項の規定による通知を受けたときは、委託者に対して業務委託料の支払の請求をするものとする。

2 委託者は、前項の規定による適法な請求を受けたときは、その日から起算して30日以内に業務委託料を受託者に支払うものとする。

3 前項の規定により業務委託料を支払う場合に、受託者が個人であつて、所得税法（昭和40年法

律第33号) 第183条第1項及び東日本大震災からの復興のための施策を実施するために必要な財源の確保に関する特別措置法(平成23年法律第117号) 第28条第1項に基づき所得税及び復興特別所得税(以下「所得税等」という。)の徴収を行う必要があるときは、第1条第2項の規定にかかわらず、当該支払金額から所得税等を控除して支払うものとする。

4 委託者は、その責めに帰すべき理由により第2項の業務委託料の支払が遅れたときは、当該未払金額につきその遅延日数に応じ、年2.5パーセントの割合で計算して得た額の遅延利息を受託者に支払うものとする。

5 業務委託料の支払場所は、北海道会計管理者の勤務の場所とする。

(概算払)

第13条 受託者は、委託業務の処理に必要な場合は、業務委託料の額の範囲内において、収支計画書により収支計画を明らかにして業務委託料の概算払の請求をすることができる。

2 委託者は、前項の規定による請求を受けた場合において、委託業務の処理に必要があると認めるときは、遅滞なく、その支払をするものとする。

3 前条第3項の規定は、概算払をする業務委託料について準用する。

(秘密の保持)

第14条 受託者は、この契約により知り得た秘密を外部に漏らし、又はその他の目的に利用してはならない。

2 前項の規定は、この契約が終了した後においても適用があるものとする。

(委託者の任意解除権)

第15条 委託者は、次条及び第17条の規定によるほか、必要があるときは、この契約を解除することができる。この場合においては、委託者は、この契約を解除しようとする日の30日前までに、受託者に通知しなければならない。

2 前項の規定により契約を解除した場合において、受託者に損害を与えたときは、委託者は、その損害を賠償しなければならない。この場合において、委託者が賠償すべき損害額は、委託者と受託者とが協議して定めるものとする。

(委託者の催告による解除権)

第16条 委託者は、受託者が次の各号のいずれかに該当するときは相当の期間を定めてその履行の催告をし、その期間内に履行がないときはこの契約を解除することができる。ただし、その期間を経過した時における債務の不履行がこの契約及び取引上の社会通念に照らして軽微であるときは、この限りでない。

(1) 委託業務の処理が著しく不相当であると明らかに認められるとき。

(2) 正当な理由なしに委託者との協議事項に従わないとき。

(3) 前2号に掲げる場合のほか、この契約に違反したとき。

(委託者の催告によらない解除権)

第17条 委託者は、受託者が次の各号のいずれかに該当するときは、直ちにこの契約を解除することができる。

(1) この契約に関し、故意若しくは過失による契約違反又は詐欺行為などの法令違反があったとき。

(2) この契約に基づく債務の履行ができないことが明らかであるとき。

- (3) 受託者がこの契約に基づく債務の履行を拒絶する意思を明確に表示したとき。
- (4) 受託者の債務の一部の履行が不能である場合又は受託者がその債務の一部の履行を拒絶する意思を明確に表示した場合において、残存する部分のみでは契約をした目的を達することができないとき。
- (5) 契約の性質や当事者の意思表示により、特定の日時又は一定の期間内に履行しなければ契約をした目的を達することができない場合において、受託者が履行をしないでその時期を経過したとき。
- (6) 前各号に掲げる場合のほか、受託者がその債務の履行をせず、委託者が前条の催告をしても契約をした目的を達するのに足りる履行がされる見込みがないことが明らかであるとき。
- (7) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下この条において同じ。）又は暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下この条において同じ。）が経営に実質的に関与していると認められる者に業務委託料債権を譲渡したとき。
- (8) 第19条又は第20条の規定によらないでこの契約の解除を申し出たとき。
- (9) 受託者が次のいずれかに該当するとき。

ア 役員等（受託者が個人である場合にはその者その他経営に実質的に関与している者を、受託者が法人である場合にはその役員、その支店又は常時委託業務等の契約を締結する事務所の代表者その他経営に実質的に関与している者をいう。以下この号において同じ。）が、暴力団又は暴力団員であると認められるとき。

イ 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員の利用等をしていると認められるとき。

ウ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与する等直接的又は積極的に暴力団の維持若しくは運営に協力し、又は関与していると認められるとき。

エ 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用等をしていると認められるとき。

オ 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。

カ この契約に関連する契約の相手方がアからオまでのいずれかに該当することを知りながら、当該者と契約を締結したと認められるとき。

キ 受託者がアからオまでのいずれかに該当する者をこの契約に関連する契約の相手方としていた場合（カに該当する場合を除く。）に、委託者が受託者に対して当該契約の解除を求め、受託者がこれに従わなかったとき。

（委託者の責めに帰すべき理由による場合の解除の制限）

第18条 第16条各号又は前条各号に定める場合が委託者の責めに帰すべき理由によるものであるときは、委託者は、前2条の規定による契約の解除をすることができない。

（受託者の任意解除権）

第19条 受託者は、次条の規定によるほか、必要があるときは、この契約を解除することができる。

この場合においては、受託者は、この契約を解除しようとする日の30日前までに、委託者に通知しなければならない。

2 前項の規定により契約を解除した場合において、委託者に損害を与えたときは、受託者は、その損害を賠償しなければならない。この場合において、受託者が賠償すべき損害額は、委託者と受託者と

が協議して定めるものとする。

(受託者の催告による解除権)

第20条 受託者は、委託者がこの契約に違反したときは相当の期間を定めてその履行の催告をし、その期間内に履行がないときはこの契約を解除することができる。ただし、その期間を経過した時における債務の不履行がこの契約及び取引上の社会通念に照らして軽微であるときは、この限りでない。

(受託者の責めに帰すべき理由による場合の解除の制限)

第21条 前条に定める場合が受託者の責めに帰すべき理由によるものであるときは、受託者は、同条の規定による契約の解除をすることができない。

(委託者の損害賠償請求等)

第22条 受託者は、次の各号のいずれかに該当するときは、業務委託料の10分の1に相当する額を賠償金として委託者の指定する期間内に支払わなければならない。

(1) 第16条又は第17条(第1号を除く。)の規定によりこの契約が解除されたとき。

(2) 受託者がその債務の履行を拒否し、又は受託者の責めに帰すべき理由によって受託者の債務について履行不能となったとき。

2 次の各号に掲げる者がこの契約を解除した場合は、前項第2号に該当する場合とみなす。

(1) 受託者について破産手続開始の決定があった場合において、破産法(平成16年法律第75号)の規定により選任された破産管財人

(2) 受託者について更生手続開始の決定があった場合において、会社更生法(平成14年法律第154号)の規定により選任された管財人

(3) 受託者について再生手続開始の決定があった場合において、民事再生法(平成11年法律第225号)の規定により選任された再生債務者等

3 第1項各号に定める場合(前項の規定により第1項第2号に該当する場合とみなされる場合を除く。)がこの契約及び取引上の社会通念に照らして受託者の責めに帰することができない理由によるものであるときは、同項の規定は適用しない。

4 委託者は、実際に生じた損害の額が第1項の業務委託料の10分の1に相当する額を超えるときは、受託者に対して、その超える額についても賠償金として請求することができる。

(委託業務の処理に関する損害賠償)

第23条 受託者は、その責めに帰すべき理由により委託業務の処理に関し委託者に損害を与えたときは、その損害を賠償しなければならない。

2 前項の規定により賠償すべき損害額は、委託者と受託者とが協議して定めるものとする。

3 受託者は、委託業務の処理に関し、第三者に損害を与えたときは、受託者の負担においてその賠償をするものとする。ただし、その損害の発生が委託者の責めに帰すべき理由による場合は、委託者の負担とする。

(受託者の損害賠償請求等)

第24条 受託者は、委託者が次の各号のいずれかに該当する場合はこれによって生じた損害の賠償を請求することができる。ただし、当該各号に定める場合がこの契約及び取引上の社会通念に照らして委託者の責めに帰することができない理由によるものであるときは、この限りでない。

(1) 第20条の規定によりこの契約が解除されたとき。

(2) 前号に掲げる場合のほか、債務の本旨に従った履行をしないとき又は債務の履行が不能であ

るとき。

(個人情報保護)

第25条 受託者は、この契約による業務を処理するための個人情報の取扱いについては、別記「個人情報取扱特記事項」を遵守しなければならない。

(違約金)

第26条 委託者は、受託者が第17条第1号に該当すると認められる場合は、委託者がこの契約の全部又は一部を解除するか否かにかかわらず、違約金として、業務委託料の10分の1に相当する額を請求することができる。

(加算金)

第27条 委託者は、受託者が第17条第1号に該当すると認められる場合であって、業務委託料を過大に受領しているときは、当該業務委託料の全部又は一部の返還を請求することができる。

2 委託者は、前項の返還を請求する際には、業務委託料を受領した日の翌日を起算日として、返還までの日数に応じ、当該返還金額につき年 10.95パーセントの割合で計算した金額を加算金として請求することができる。

(相殺)

第28条 委託者は、受託者に対して金銭債権があるときは、受託者が委託者に対して有する業務委託料請求権その他の債権と相殺することができる。

(契約の特則)

第29条 受託者は、委託者の監査又は検査の際に、提案書による性能、機能、技術等の提案内容のとおり履行されていないときは、委託者の請求により提案内容のとおり修補又は再履行しなければならない。

2 委託者は、提案内容のとおり修補又は再履行が困難であると認められるとき又は合理的でないとして認められるときは、前項に規定する修補又は再履行に代えて、契約金額から提案内容の不履行に相当する額を減額し、若しくは提案内容の不履行による損害賠償を請求し、又は契約金額から提案内容の不履行部分に相当する額を減額するとともに提案内容の不履行による損害賠償を請求することができる。

(契約に定めのない事項)

第30条 この契約に定めのない事項については、必要に応じ、委託者と受託者とが協議して定めるものとする。

## 個人情報取扱特記事項

## (基本的事項)

第1 受託者は、この契約による業務を処理するための個人情報の取扱いに当たっては、個人の権利利益を侵害することのないよう努めなければならない。

## (秘密の保持)

第2 受託者は、この契約による業務を処理するために知り得た個人情報の内容を他に漏らしてはならない。

2 受託者は、その使用する者が、この契約による業務を処理するために知り得た個人情報の内容を他に漏らさないようにしなければならない。

3 第2項の規定は、この契約が終了し、又は解除された後においても、また同様とする。

## (目的外収集・利用の禁止)

第3 受託者は、この契約による事務を処理するため、個人情報を収集し、又は利用するときは、受託事務の目的の範囲内で行うものとする。

## (第三者への提供制限)

第4 受託者は、この契約による事務を処理するため委託者から提供された個人情報が記録された資料等を、委託者の承諾なしに第三者に提供してはならない。

## (再委託等の禁止)

第5 受託者は、この契約による業務の処理を第三者に委託し、又は請け負わせてはならない。ただし、あらかじめ委託者が書面により承諾した場合は、この限りではない。

## (複写、複製の禁止)

第6 受託者は、この契約による業務を処理するため甲から提供された個人情報が記録された資料等を、委託者の承諾なしに複写し、又は複製してはならない。

## (安全管理措置)

第7 受託者は、この契約による業務を処理するため、個人情報を取扱う組織体制や規律の整備、従業員の教育や監督、機器の管理等の適切な安全管理措置を講じなければならない。

## (漏えい等の発生時の対応)

第8 受託者は、この契約による業務を処理する際に、個人情報の漏えい等の事案が発生したときは、速やかに甲へ報告するとともに、再発防止のための措置を講じなければならない。

## (提供資料等の返還等)

第9 受託者は、この契約による業務を処理するため委託者から提供された個人情報が記録された資料等を、業務完了後、速やかに委託者に返還するものとする。ただし、委託者が別に指示したときは、当該方法によるものとする。

## (契約解除又は損害賠償)

第10 委託者は、受託者が個人情報取扱特記事項の内容に反していると認めるときは、契約の解除又は損害賠償の請求をすることができるものとする。

## (定期報告)

第11 委託者は、受託者が個人情報取扱特記事項の内容を遵守しているかどうかを確認するため、受託者に対し、月に一度、上記各号に掲げる事項の遵守状況等について、書面等により報告を求めるものとする。

## 令和7年度戦略産業人材確保支援事業（働き方改革の推進支援）委託業務処理要領

## 1 目的

この要領は、北海道（以下「委託者」という。）が〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇（以下「受託者」という。）に委託する「令和7年度戦略産業人材確保支援事業（働き方改革の推進支援）委託業務（地域活性化雇用創造プロジェクト事業）」を円滑かつ効果的に運営するために必要な事項を定めることを目的とする。

## 2 業務の実施

受託者は、この要領に基づき本業務を実施しなければならない。

## 3 本業務の目的

人手不足が深刻化される中、安心して働ける就業環境の整備を進める必要があることから、職場環境の改善による「働き方改革」の取り組みを推進するため、企業内においてその中核となる人材を育成することとともに、専門家派遣による職場環境整備等の伴走支援による、道内企業における「働き方改革」の普及を通じて、良質で安定的な正社員就職者等の雇用の創出・定着（確保・拡大等）を図る。

## 4 業務内容及び業務実施方法等

## (1) セミナー及び個別相談の実施

中小企業等（道内に事業所を有し従業員5名以上）の人事労務担当者等を対象に、企業における働き方改革の取組を推進するための「働き方改革マネジメントリーダー」養成セミナー及び個別相談を実施し、「働き方改革」の取組意欲はあるものの実行できていない企業を抽出すること。なお、セミナー及び個別相談はセットで行うこととし、実施場所は道内3地域以上とする。

## (2) 伴走支援の実施

上記1の抽出結果を基に、社会保険労務士等の専門家が、個別訪問などにより、企業における職場環境整備に関する支援を実施する。

ア 「働き方改革」による職場環境整備に向けた施策及び職場環境改善に関する課題に対する解決策を提示し、解決に向けたサポートを行う。

イ 支援事業者数は10社以上、1社あたりの支援回数は最大で4回までとする。

## (3) 業務報告書の作成

上記1及び2の業務の成果、課題等を取りまとめた報告書等を作成すること。

ア 令和7年(2025年)10月末

(ア) 中間報告書(A4版) 3部

(イ) 上記アを格納した電子媒体(CD-R又はDVD-R) 1組

イ 令和8年(2026年)2月末

(ア) 最終報告書(A4版) 3部

(イ) 改善事例集【ロールモデル】(A4版) 3部

※上記2の伴走支援の実施により改善等が図られた事例をまとめたもの。

(ウ) 上記ア及びイを格納した電子媒体(CD-R又はDVD-R) 1組

## 5 目標

## (1) アウトプット目標

支援事業者数70社以上(令和7年(2024年)10月末までに56社以上支援すること。)

## (2) アウトカム目標

良質な雇用による正社員就業者等14名以上(令和7年(2025年)10月末までに10人以上)

正規化されるようにすること。)

## 6 実績報告等

- (1) 受託者が、契約書第4条に基づき提出する業務処理計画書は、実施体制、スケジュール及び業務内容などを記載するものとする。
- (2) 受託者が、契約書第11条に基づき提出する実績報告書は、別記第1号様式によるものとし、前記4(3)イの「業務報告書」を添付するものとする。
- (3) 受託者が、契約書第11条に基づき提出する収支精算書は、別記第2号様式によるものとする。

## 7 委託料の概算払

受託者が、契約書第13条に基づき概算払の請求をするときは、別記第3号様式の委託料概算払請求書に別記第4号様式の資金収支計画書を添えて請求するものとする。

## 8 再委託

再委託は禁止とする。

ただし、一定の要件を満たす場合に限り、例外的にその一部の業務を再委託することができるが、事前に道の承諾を得る必要があること。

- (1) 受託者が再委託の申し出をしようとするときは、受託者は再委託させようとする第三者から法令等を遵守する旨の誓約書（別途指定）を徴取し提出すること。
- (2) 受託者が再委託の承諾を得た場合、受託者が再委託する第三者の管理・監督を行うこと。

## 9 その他

- (1) 原則として、委託経費の50%以上を人件費に充てること。
- (2) 受託者は、委託業務に関する関係書類を委託業務完了年度の翌年度から起算して5年間保存すること。
- (3) 委託期間中の現地調査等、業務の処理状況等に関する報告及び収支精算書の提出の際には、経費の支払に係る銀行等の振込受取書の写し、振込受付書の写し、インターネットバンキングの画面の写し及び領収書の写し等の支払証拠書類並びに請求書の写し及び契約書の写し等の支払の原因となった書類等を提出すること。
- (4) 委託業務に関する帳簿及び書類を備え、当該委託業務に要した経費とそれ以外の経費を区別することができるようこれを整理すること。
- (5) 支出負担行為担当者等は、委託期間中に業務の処理状況等に関する報告書の提出を求めて調査するものとし、また、必要に応じ、現地調査を行うものとする。
- (6) 道の業務に要したことが確認できない経費がある場合は、当該経費を除いた上で委託料の額が確定すること。
- (7) 業務内容の詳細については、企画提案の内容を基本として、委託者と受託者が協議してこれを決定する。

別記第1号様式

実績報告書

年 月 日

北海道知事 様

住所

受託者

氏名

業務名 令和7年度戦略産業人材確保支援事業（働き方改革の推進支援）委託業務  
（地域活性化雇用創造プロジェクト事業）

令和 年 月 日付けで契約した上記の業務について完了したので、報告します。

記

1 業務完了年月日

年 月 日

2 添付資料

・業務報告書（A4版3部及びCD-R（又はDVD-R）1組）

3 その他

添付資料に付帯する著作権等、一切の権利を引き渡します。

収 支 精 算 書

年 月 日

北海道知事 様

住 所  
受託者  
氏 名

業務名 令和7年度戦略産業人材確保支援事業（働き方改革の推進支援）委託業務  
（地域活性化雇用創造プロジェクト事業）

収入内訳

科 目	金額（円）	備 考
委 託 金 額		
消費税及び地方消費税		
総計		

支出内訳

科 目	金額（円）	備 考
人件費		
	人 件 費 計	
事業費		
	事 業 費 計	
小 計		
消費税及び地方消費税		
総 計		

別記第3号様式

委 託 料 概 算 払 請 求 書

年 月 日

北海道知事 様

住 所

受託者

氏 名

業務名 令和7年度戦略産業人材確保支援事業（働き方改革の推進支援）委託業務  
（地域活性化雇用創造プロジェクト事業）

令和 年 月 日付で契約した上記業務に係る委託料について、概算払を受けたいので  
次のとおり請求します。

記

- |   |           |   |   |
|---|-----------|---|---|
| 1 | 契 約 金 額   | 金 | 円 |
| 2 | 既 受 領 額   | 金 | 円 |
| 3 | 今回概算払請求額  | 金 | 円 |
| 4 | 残 額       | 金 | 円 |
| 5 | 請 求 の 理 由 |   |   |

本件責任者 氏名

連絡先

担当者 氏名

連絡先



委託料請求書

令和 年( 年) 月 日

北海道知事 鈴木 直道 様

(受託者)

住 所

氏 名

(上記代理人)

住 所

氏 名

業務名 令和7年度戦略産業人材確保支援事業（働き方改革の推進支援）委託業務  
(地域活性化雇用創造プロジェクト事業)

令和 年( 年) 月 日付けで契約した上記の業務について、委託契約書第12条第1項の規定に基づき、次のとおり委託料を請求します。

**請求額** \_\_\_\_\_ **円**

(うち消費税及び地方消費税 \_\_\_\_\_ 円)

【振込先等】

振込金融機関	
本店・支店名	
預金種別	
口座番号	
(フリガナ) 口座名義	

※この欄は、押印を省略する場合に記載してください。

	氏名	連絡先(電話番号)
本件責任者		
担当者		